

資料5

■能勢高校を能勢町に移管した場合の町負担となる運営経費（現能勢高校の平成26年度運営経費より試算）

一 現在の能勢高等学校に係る経費

平成26年度 能勢高等学校の運営経費（全日制課程 総合学科）	
◆学校運営総経費	4億5千5百万円（A+B）
●人件費（給与・共済費の計）	3億4千2百万円（A）
●管理・運営費	1億1千2百万円（B）

《内訳》	
人件費（A）	
（1）校長・教頭・教諭・養護教諭・実習助手・事務職員等（40人）	3億4千2百万円
管理・運営費（B）	
（2）建物・施設等保守点検費、維持管理費、光熱水費、旅費、各種団体負担金等	4千6百万円
（3）耐震改修工事費（平成26年度限り）	6千6百万円

二 町に移管した場合の町負担となる運営経費

- 町の負担となる運営経費（人件費、管理・運営費）については、次の条件で試算した。
 - ・現能勢高校（平成26年度運営経費）をベースに法令に基づき町が負担する経費を試算。
 - ・町への移管後の高校を現在の能勢高校とほぼ同じ内容を継承するものとして仮定し、昼間定時制課程の総合学科の高校として試算。

ア) 人件費：昼間定時制課程の場合、法令により校長・教頭・教諭に係る人件費は府が負担し、それ以外の教職員の人件費は町が負担する ⇒上記人件費(1)のうち養護教諭・実習助手・事務職員等(12人)	約 9千万円
イ) 管理・運営費：町に移管後は町が負担する ⇒上記管理・運営費(2)から府にて支出する経費等を除く ※平成26年度限りの耐震改修工事費は含まない	約 4千万円
合計額 (ア+イ) ⇒ 約1億3千万円	
ウ) 地方交付税による基準財政需要額算入額※ ⇒平成26年度における地方交付税法及び普通交付税に関する省令に基づき試算 仮にウの基準財政需要額算入額が交付税措置された場合の町の実質負担額	約 7千万円
町負担額 (ア+イ+ウ) ⇒ 約6千万円	

【留意事項】

- ※基準財政需要額算入額は、26年度における地方交付税法及び普通交付税に関する省令に基づき試算したものであり、確定した数値ではない。
(地方交付税は、毎年度の都道府県や市町村の財政状況等を踏まえて配分されるため、本試算額が交付税措置されるものではない。)
- ※町で負担する人件費〔養護教諭・実習助手・事務職員等〕については、給与モデル（H28.4 45歳）を設定し算定。
- ※管理・運営費(2)から除外した府にて支出する経費等は、「府が負担する教員の旅費」など。
- ※端数処理を行っていないため、表内の数値の合計が合わない場合がある。